

経済財政運営と改革の基本方針 2017（仮称）に対する 指定都市市長会提案（案）

政府は、「三本の矢」「新三本の矢」を柱とした政策の実施により、経済の好循環の実現に取り組んでおり、その効果はGDP、有効求人倍率といった指標にも着実に表れてきている。しかし、人口減少社会を迎えている中、「新三本の矢」を達成し、一億総活躍社会を実現するためには、国と地方が一体となり、引き続き強力に取り組を進めていく必要がある。

特に「地方創生の実現」は、現在、大企業や東京が発生の中心となっている好循環の波を日本全体に行き渡らせるために重要なものである。しかし、住民基本台帳人口移動報告によると、平成28年の東京都への転入超過数は約7万4千人の増加となっており、人口の東京一極集中はますます高まっている。

地方版総合戦略も5年の計画期間の折り返しを迎えており、少子化、人口減少に歯止めをかけ、地方における好循環を創出し、一億総活躍社会を実現するために、この1年はまさに正念場である。

地域の核である指定都市がその能力を十分に発揮することで日本をけん引するエンジンとなり、地方創生の実現、ひいては経済の好循環の地方への拡大に寄与できるよう、経済財政諮問会議において検討されている「経済財政運営と改革の基本方針 2017（仮称）」において、次の提案を反映するよう強く要請する。

1 地方創生の一層の推進

（1）地方創生・地方分権改革の推進と多様な大都市制度の早期実現

地方創生を推進するに当たっては、東京一極集中に歯止めをかける地域の核となる存在が重要である。指定都市は大都市としての人口・経済規模をはじめ、その集積する都市機能やノウハウ、高い発信力から地域の核となるべき存在であると考え、近隣市町村を含めた地域の活性化に積極的に取り組んでいる。この取組を一層進めるために、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、「補完性・近接性」の原理に基づき、更なる事務・権限の移譲と、役割に見合った財源の拡充を推進すること。

また、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

(2) 地方創生に資する大学改革

大学は産学官連携の要の一つであり、かつ地域に人材を輩出する重要な機関であることから、地方自治体をはじめ地域との連携を進める大学への支援を拡充するとともに、地方独自の連携事業を実施する自治体に対し財政的な支援を行うこと。

また、将来的な地方創生を担う若者が東京へ集中する流れを変えるため、東京23区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京に設置されている大学の地方移転等を促進すること。その際には地方の既存の大学も含め地域全体の振興に繋がるよう留意すること。

(3) 企業の地方移転促進施策及び雇用の創出

東京一極集中是正の観点から、企業の地方移転促進策に取り組むとともに経済界への働き掛けを行い、さらには、地方拠点強化税制をはじめとした三大都市圏の取扱いを見直すこと。

また、国が有する研究機関は、単純な雇用のみならず、優秀な専門人材を育成し、新事業創出や関連する民間研究機関の進出も促す、雇用創出の拠点となり得るものであるため、研究機関の東京からの地方移転を積極的に進めること。

2 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

なお、地方自治体の保有する基金は、地域の実情に応じ、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のため、地方自治体の努力の上で積立てを行っているものもあることから、基金の増加や現在高をもって一律に地方財源の削減を行わないこと。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

3 働き方改革の推進

平成29年3月28日に「働き方改革実行計画」が示され、正規・非正規の不合理な待遇差の改善、長時間労働の是正などワーク・ライフ・バランスの改善、単線型のキャリアパス見直しなどにより、労働参加率と労働生産性の向上を推進していくこととされている。

働き方改革を推進するには、各種法整備とともに雇用主である企業側の意識改革や自主的取組が欠かせない。こうしたことから、国として経済界等への働き掛けを行うとともに、地方において多様で柔軟な働き方等に取り組む企業への、地域の実情に応じたきめ細かな支援を実現するため、指定都市等に対する直接的で自由度の高い交付金を創設すること。

4 生産性の高い社会資本整備の実現

(1) コンパクト化、ネットワーク化にも対応した都市計画制度の構築

人口減少が進行する中、生産性の高い社会資本整備を行うためには、コンパクト化、ネットワーク化にも対応した都市計画制度を構築していく必要がある。公共交通を軸とした集約型都市構造の形成、災害時にも安全・安心な都市構造への転換、さらには国際競争力強化等に向けて、都市の実情によっては、将来的には市街地の一部を緩やかに縮退させることも見据え、人口フレーム方式による一律的な設定のみでなく、市街地の範囲を適切に誘導するための新たな戦略的市街地形成を認めていくこと。

(2) 所有者不明土地対策の推進

不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない、いわゆる所有者不明土地に関して、「発生を防止するための措置」、「所有者不明土地に対して地方自治体が適正に事業執行できるようにするための措置」等の内容を盛り込んだ制度横断的な法整備を行い、抜本的な課題解決を図ること。

5 持続可能な社会保障制度の実現

(1) 医療・介護の一体的改革

医療・介護の一体的改革については、予防・健康づくり等の取組に加え、医療資源が集中している、核家族世帯が多いといった、医療・介護費に係る大都市特有の事情にも対処する必要がある。医療・介護分野のガバナンス改革、インセンティブ強化に当たっては、医療・介護費の増加や地域間格差が生じる背景にも十分に留意の上検討を進めること。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

地域において必要な医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するために、かかりつけ医をはじめ、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進に努めること。

また、在宅生活を支えるための医療・介護人材の質・量の確保等に関して、よりの確かつ効果的な対策を継続的に講じていくために、都道府県に造成された地域医療介護総合確保基金等の指定都市への配分枠を確保するなど、より弾力的な基金の活用を可能とすること。

6 大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直し

東日本大震災や平成28年熊本地震では、災害救助法において指定都市の市長が救助の主体と位置付けられていないことや、被災者救援等において必須となる「罹災証明関連業務」が同法の対象外であること、「救助基準」が近年の社会情勢に合致していないことなど、現行の制度下での課題が次々に浮き彫りになった。巨大台風や首都直下地震、南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念されている中で、法律制定後既に半世紀以上が経過している災害対策基本法や災害救助法等の災害対応法制を抜本的に見直し、現代の社会構造に合致し、指定都市が持つ能力を最大限に発揮できるような制度を新たに構築すること。

平成29年5月 日
指定都市市長会